

黒石市スポーツ賞等表彰条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

黒石市教育委員会教育長 山内孝行

黒石市教育委員会規則第6号

黒石市スポーツ賞等表彰条例施行規則の一部を改正する規則

黒石市スポーツ賞等表彰条例施行規則（平成9年黒石市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第9条を第10条とする。

第8条中「この規則に定める」を削り、同条を第9条とする。

第7条を第8条とする。

第6条の見出しを「（表彰候補者の推薦）」に改め、同条中「関係団体若しくは自ら」を「関係団体は、」に、「に該当し、」を「の規定に該当し」に、「ときは、」を「者を、表彰候補者として」に、「推せんしなければならない」を「推薦するものとする」に改め、同条に次の1項を加え、同条を第7条とする。

2 前項の規定にかかわらず、自らが条例第3条の規定に該当すると思料する者は、自らを表彰候補者として教育委員会に推薦することができる。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とする。

第3条の見出し中「、会長代理」を「及び会長代理」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に、「会長が」を「、会長が」に改め、同条を第4条とする。

第2条中「審議会」を「黒石市スポーツ賞等受賞者審議会（以下「審議会」という。）」に改め、「の各号」を削り、同条第2号を次のように改め、同条を第3条とする。

(2) スポーツ協会員

第1条を次のように改める。

(趣旨)

第1条 この規則は、黒石市スポーツ賞等表彰条例（平成9年黒石市条例第31号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。